

質問要旨 数値目標を達成するための具体的な取り組み及びその成果、今後の課題は。

---

### 答弁要旨

ファミリー世帯の定住・転入促進につきましては、本市の最重要課題として位置付けており、特に「5歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数」については「総合指標」として設定し評価を行ってきました。

残念ながら、この2年間は転入数が減少し、2年連続で目標から遠ざかる結果となりましたが、その内訳をみると転出数は6年連続で減少しています。

また、本市のイメージが「良くなった」と感じる人の割合は大幅に増加し、6割近くを占めるまでになっています。

これらの結果は、子ども・子育て支援の充実、環境モデル都市としての取組、街頭犯罪や放置自転車対策など、これまでの総合的な取組の成果が表れているものと考えております。

しかしながら、ファミリー世帯の転出超過は依然として続いておりますことから、引き続き定住・転入促進に向けた取組を進めてまいります。 (以 上)

質問要旨 コロナ禍における「ミーツ・アート in あまがさき」の実施の可否はいつ判断するのか。また、その際の最終責任者は。

---

答弁要旨

本イベントにつきましては、現代アート作品を地域に分散して展示するとともに、多くが屋外展示であることから、これまで県が要請しているイベント開催制限の内容であれば、実施可能であると考えますが、今後も国、県の動向や新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、慎重に検討してまいります。

なお、本イベントについては、実行委員会形式で進めており、当該実行委員会において延期も含めた実施可否の判断を行うものでございます。

以上

質問要旨 外郭団体等独自の人事評価制度を設けていないのはどの団体で、独自の制度を設ける見通しは。

---

答弁要旨

本来、人事評価制度は、それぞれの団体で設定し、運用するものですが、このたび確認を行いましたところ、独自の人事評価制度を設けていない団体は「尼崎人権啓発協会」、「尼崎市職員厚生会」、「尼崎市社会福祉協議会」、「あまがさき観光局」、「近畿高エネルギー加工技術研究所」及び「尼崎環境財団」の6団体で、今後の見通しといたしましては、制度導入に関して検討中や、当面は現行どおりの予定であるなどと聞いております。

以上

質問要旨 使用済みのおむつについて、公立では保護者が持ち帰ると聞いているが、保育所で処分すれば保護者の負担軽減に繋がると考えているがどうか。消極的な理由を教えてください。

---

### 答弁要旨

公立保育所において、使用済みおむつを持ち帰っていただいている理由といたしましては、体調管理面では、乳幼児の排泄の回数や量、状態などは健康状況を把握するためにも重要であり、保護者に対しても連絡帳による伝達に加え、使用済みおむつによってそれらを確認頂くことができ、状態によっては、早期の受診につながる場合もございます。また、衛生管理面では、保育所で使用済みのおむつを処分する場合、現在、週2回のゴミ収集委託だけとなっております。こうした中、実施している自治体の事例をもとに試算すると、100人定員で0,1歳児が30人近くいる保育所では、一日45リットルサイズのごみ袋3～4袋分の廃棄おむつが出ることになり、収集日までにはこれが10袋程度にもなり、

(次ページに続く)

それらを保管する場所も限られることから衛生上の問題  
がございます。

また、持ち帰って家庭で処分する場合の一般ごみでは  
なく、事業系一般廃棄物としての扱いとして処分費用も  
発生します。

こうしたことから、保護者の持ち帰りとしているものでご  
ざいます。

以 上

西田議員 2002 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 教育委員会として実施しているいじめ防止のための各種事業において、「子どものための権利擁護委員会」の周知はしているか。また、児童生徒により広く周知するために教育委員会として今後どのようにしていくのか。

---

### 答弁要旨

「子どもための権利擁護委員会」は、子どもの権利擁護を目的とし、子どもの声を聴き、関係機関及び関係者との調整や行政機関等の制度改善に向けた提言等を行う機関として、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する委員会でございます。

周知につきましては、担当部局が、既に校長会等で説明するとともに、今後、児童生徒に向けたリーフレット等を作成し、学校を通じて、配付する予定でございます。

今後とも、より広く児童生徒や保護者への周知を図り、教育委員会と「子どものための権利擁護委員会」が、必要に応じて効果的な連携を図ることで、尼崎の子どもたちの権利を守り、安全で安心な学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

(以上)

質問要旨 情報発信支援業務委託の事業者選定の経緯及び金額、最終決裁者は。来年度に向けた課題やスケジュールについて。

---

### 答弁要旨

本市の情報発信支援業務委託については、令和元年度に公募型プロポーザル方式により、関係職員で構成する選定委員会において応募事業者の評価を行い、契約する事業者を選定したもので、当該年度の契約金額は 1,281 万円、尼崎市事務処理規程に基づき、部長専決で決裁しております。

なお、当該業務委託については、イメージ向上など一定期間継続的に取り組む必要がある業務の性質上、契約当初より令和3年度末まで委託の継続を予定していたものでございます。

令和4年度に向けては、これまでの取組成果を評価・分析した上で、今後の委託業務内容について検討してまいります。

以上

質問要旨 シティプロモーションの観点から、市役所全体で発行されているPR冊子の精査、冊子の統廃合、電子化について。

---

### 答弁要旨

本市のシティプロモーションは、広報部門だけでなく全庁一丸で取り組むものとしており、それぞれの担当部署においてシティプロモーションの視点を持って、施策、事業に取り組んでいるところです。

そうしたことから、PR冊子の作成においても、基本は各担当部署において、施策や事業目的に応じ、その必要性や情報を届けたいターゲット、掲載内容、発行時期を検討したうえで作成しているものであり、現時点では広報部門などでそれらすべての精査や統廃合は考えておりません。

また、PR冊子によっては、紙媒体だけでなくPDFファイルを市ホームページに掲載するなど電子化と併用しているものもありますが、それぞれの良さがあることから、電子化だけにすることも難しいものと考えております。

(次ページへ続く)



その一方で、PR冊子の作成にあたっては、より効果的なものとなるよう、今後も情報発信推進事業の民間事業者からのアドバイスの活用を各担当部署に周知していくなど、本市のシティプロモーションの推進に繋がるよう取り組んでまいります。

以 上

質問要旨 観光事業の継続について市民や事業者から  
理解を得るための取組は。

---

### 答弁要旨

本市における観光振興の目的は、観光による交流人口の増加とそれに伴う地域経済の活性化であります。

このコロナ禍にあっても感染防止対策をしながら、未来の尼崎市につながるよう観光事業を途絶えさせない努力が必要であると考えております。

このような考えのもと、本市観光事業におきましては、観光関係者や地域の方々と連携し、各施設における感染防止対策を徹底する中で、コロナ禍を意識したイベントのあり方、例えば、密を回避するため一度に多くの集客を図るのではなく、複数会場での実施や、イベント会期を長く設定する等の工夫をしながら進めているものです。

以上

質問要旨 観光振興課及びあまがさき観光局における  
業務は。

---

### 答弁要旨

観光振興課におきましては、今年度、主要事業である「観光地域づくり推進事業」以外に、「城内まちづくり推進事業」「尼崎城魅力向上事業」をはじめ、複数の事業を実施しております。

尼崎城の有料入城者獲得に向けては、指定管理者はもちろん、あまがさき観光局とも連携し、コロナ禍を意識しながら、有料入城者の獲得策を検討しているところでございます。

また、将来の観光需要の回復を見据え、観光基盤の整備としてロードサインを設置するほか、あまがさき観光局をはじめ、他城や他都市等と連携した事業を企画しているところでございます。

(次ページに続く)

一方、あまがさき観光局では、コロナ禍における最近の活動事例といたしましては、現在開催されている尼子騒兵衛展において、周辺事業者等が実施する関連事業を総合的に紹介する「周遊マップ」を作成し、地域への周遊を促す取組を進めておりますほか、今後の事業展開に活かすべく、ホームページや SNS を活用したプロモーションやイベント参加者等から得られた調査結果の分析を行っているところです。

以上

質問要旨 職員OBの外郭団体等への斡旋について、  
透明性や公平性を高めるためにどのような対策をしているか。

---

### 答弁要旨

職員OBの斡旋につきましては、毎年度、団体からの要請に基づき、定年退職者等の中から適任者を候補者として紹介を行っております。

その透明性・公平性を高めるための取組といたしましては、市において課長級以上の役職にあった者が団体に雇用された場合に、法令に基づき、再就職状況の公表を行っているところでございます。

以上

質問要旨 外郭団体は、事業者を選定するに際して必ずしも入札が求められないが、契約の透明性や公平性を担保するため、市当局としてどのように所管しているのか。

---

### 答弁要旨

本市の外郭団体等には、社会福祉法人や財団法人、株式会社などがあります。

このうち、契約に関しては、例えば社会福祉法人のように、厚生労働省通知において、地方公共団体が随意契約を行うことができる場合の基準を定めた地方自治法施行令と同様の取り扱いが求められている外郭団体等もありますが、財団法人や株式会社については、根拠法令等において規定されておられません。

いずれにしても、外郭団体等はそれぞれが独立した法人の立場として、契約などの事務処理については、自律的に運営されるものであり、法令や社会通念に照らした適切な対応がなされているものと考えております。

以上

質問要旨 市長が外郭団体等のトップの理事長となっているのはどの団体で、市長が理事長となっていること  
の理由や今後の見通しは。

---

答弁要旨

市長が理事長となっている団体は、現在、「尼崎健康医療財団」と「あまがさき観光局」の2団体であり、それぞれの団体の設立経緯や諸事情により、理事会の議決を経て理事長に就任しております。

今後の理事長の選定につきましては、それぞれの団体の諸事情に従い、各団体の理事会で判断がなされるものと考えております。

以上